

原義保存期間	5年（令和12年3月31日まで）
--------	------------------

佐 本 生 企 発 第 6 5 1 号
令 和 6 年 1 1 月 1 1 日

各 警 察 署 長 殿

有 効	令和12年3月31日まで
銃砲・危険物係	

生 活 安 全 部 長

銃砲刀剣類発見届取扱要領について（通達）

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第23条の規定により銃砲刀剣類を発見した旨の届出を受理した場合の手続については、「銃砲刀剣類発見届取扱要領について（通達）」（令和3年1月27日付け佐本生企発第49号）により実施してきたところ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の一部施行に伴い、国民健康保険証等が廃止されることを受け、住所確認書類の例示として掲げていた健康保険被保険者証を削除する改定を行い、令和6年12月2日から別添の「銃砲刀剣類発見届取扱要領」により実施することとしたので、引き続き適切に対応されたい。本件については、警察庁において文化庁文化財第一課と協議済みである。

なお、前記通達は本通達の実施をもって廃止する。

銃砲刀剣類発見届取扱要領

1 目的

この要領は、銃砲刀剣類所持等取締法(以下「法」という。)第23条の規定により銃砲刀剣類を発見して警察署へ届出をした者のうち、法第14条の規定による登録を受けて引き続き所持することを希望するものに係る警察における取扱手続を定めるものである。

2 発見届の受理

- (1) この要領に基づき、発見届を受理するときは、別記様式を発見届出人に交付し、別記様式(1)の「古式銃砲・刀剣類発見届」に必要事項を記入の上、銃砲刀剣類とともに提示を受けること。

発見届出人の記載した事項に誤りのないときは、別記様式を切取線に沿って切り離した上、別記様式(2)の「古式銃砲・刀剣類発見届出済証」及び別記様式(3)の「古式銃砲・刀剣類登録通知書」を発見届出人に交付し、住所地の所在する都道府県教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の条例の定めるところにより当該都道府県の長が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた都道府県にあっては担当知事部局。以下同じ。）に登録申請することなど、登録申請に必要な事項を教示すること。

- (2) 上記(1)により発見届を受理したときは、別記様式(4)の「古式銃砲・刀剣類登録希望者通知書」を、警視庁又は府県警察本部若しくは方面本部を経て都道府県教育委員会に送付すること。
- (3) 都道府県教育委員会は、審査の結果について、別記様式(3)の「古式銃砲・刀剣類登録通知書」により都道府県公安委員会に対して通知することから、同通知を受けた都道府県公安委員会は、台帳等を整備するとともに発見届を受理した警察署に回付し、これを受けた警察署においては、発見届とともに整理保管すること。

3 実施上の留意事項

- (1) 善良な発見届出人の利便を十分考慮し、手続について丁寧に教示する等、適切な対応に努めること。
- (2) 発見届は、発見の状況が分かる責任ある者が発見者に代わって行うことも差し支えない。
- (3) 提示を受けた銃砲刀剣類については貴重な美術品である場合もあることを念頭に置き、慎重に取り扱うこと。

なお、刃渡り、目くぎ穴又は銘文の確認のためにこしらえを外すことが困難な場合、無理にこしらえを外そうとしないこと。

- (4) 登録の希望については、発見届出人の意思を尊重し、登録に該当するか否か

の判断等を警察において行うことは避け、都道府県教育委員会に委ねること。

- (5) 必要やむを得ない場合のほか、銃砲刀剣類を警察署において一時預かりすることはしないこと。
- (6) 発見届をした銃砲刀剣類であっても、登録を受けないと他人に譲渡することができないことは当然であり、登録以外の目的で所持した場合は違法となるので、その旨を発見届出人に教示すること。
- (7) 都道府県教育委員会と連携し、発見届出後に登録審査を受けない場合や、審査の結果登録にならなかったものについては、廃棄又は公立博物館等への寄贈の意思を確認するなど所要の措置を講じること。